和３年（ワ）第２８７００号　生物学上の親調査義務確認等請求事件
原　告　　江藏　　智
被　告　　東　京　都

訴えの変更申立書

２０２４年１２月１０日

東京地方裁判所民事第１６部乙Ｂ係　御中

原告代理人弁護士　海　渡　雄　一
同　　弁護士　小　川　隆太郎
同復代理人弁護士　平　岡　秀　夫

標記事件について、原告は、２０２１年１２月７日付訴状訂正申立書（２）３頁記載の請求の趣旨の第１項を、本件調査による第三者のプライバシー権等への影響を最小限に留め（以下の方法であれば調査に協力した第三者は原告母親との親子関係の存否という事実のみを知ることになる）、かつ、調査方法を簡略化するために、下記のとおり変更します。

記

「１　被告は、被告が昭和３３年４月１０日頃に都立墨田産院において発生した原告と他の新生児との取り違え事件に関し、別紙の方法による調査を実施せよ。」

以上

別紙

1　被告は、訴外墨田区から昭和３３年４月１日から同月３０日までの間に作成された戸籍受附帳のうち、「件名」が「出生」となっている届出全部に記載された「届出事件本人の氏名」、「本籍」、及び「備考」欄の情報（以下、「本件戸籍受附帳情報」という）を取得すること。

2　被告は、訴外墨田区から得られた本件戸籍受附帳情報に基づき住民票及び戸籍等を取り寄せ、届出事件本人全員の性別及び現住所、並びに戸籍上の両親（既に死亡している場合を除く）の現住所を調査すること。

3　被告は、本件戸籍受付帳情報に記載された届出事件本人のうち、性別が男性である者全員及びその戸籍上の両親に対して、平成１８年１０月１２日付東京高等裁判所判決において認定された昭和３３年４月１０日頃に東京都立墨田産院において発生した原告と他の新生児との取り違え事件に関する事実関係を説明し、原告が血縁上の両親との連絡を希望していることを記載し、原告の血縁上の両親を特定するための調査協力を依頼する文書を郵送すること。

4　被告は、本件戸籍受付帳情報に記載された届出事件本人のうち、性別が男性である者全員に対して、戸別訪問を実施し、届出事件本人の出生病院を調査すること。

5　被告は、上記４の調査の結果、届出事件本人の出生病院が都立墨田産院でないことが明らかでない場合には、当該届出本人全員に対して、原告が指定する手紙ならびに原告及びその両親の写真を手交した上で、原告の母親との親子関係を確認するためのＤＮＡ鑑定調査への協力を依頼すること。

6　被告は、上記５の手続により協力を得ることのできた当該届出本人についてＤＮＡ鑑定を実施すること。

7　被告は、上記６のＤＮＡ鑑定の結果、原告母親との親子関係が確認できた場合には、その事実を当該届出本人に報告し、原告母親及び原告が当該届出本人と連絡を取ることを強く希望していることを伝えた上で、原告母親又は原告と連絡を

希望するか意思確認を行うこと。

8　被告は、上記１ないし７の調査を完了した時点で、遅滞なく調査対象者（上記７の手続により原告母親又は原告との連絡を希望した者は除く）の個人情報を明らかにしない範囲で、調査の顛末について原告に対して書面及び口頭で報告すること。